

香芝市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月23日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第7号

香芝市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び条例で使用する用語の例による。

(外部提供に係る申請等)

第3条 法第69条第2項の規定による保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を受けようとする者は、実施機関に保有個人情報外部提供申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認められるときは、口頭によることができる。

2 行政機関等からの外部提供の申請については、前項の規定にかかわらず、他の様式によることができる。

3 第1項又は前項の規定による申請があったときは、実施機関は、その可否を決定し、保有個人情報外部提供可否決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、実施機関が必要と認めるときは、保有個人情報外部提供可否決定通知書（第2号様式）に次に掲げる事項について許可の条件を付すとともに、当該条件に違反した場合における決定の取消し、個人情報の返還その他必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えい等の防止に関する事項
- (2) 個人情報の目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の使用の停止に関する事項
- (5) 個人情報の返還義務又は廃棄義務に関する事項
- (6) その他個人情報の保護に関し必要と認める事項

(委託における適正管理)

第4条 個人情報を取り扱う事務の委託をするときは、当該委託の内容に応じて次に掲げる事項を契約書等に明記しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用及び第三者への提供の禁止等の義務に関する事項
 - (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
 - (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託契約終了時における個人情報の消去並びに提供した保有個人情報が記録されている文書、図画及び電磁的記録媒体の返却に関する事項
 - (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
 - (9) 委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制に関する事項
 - (10) 個人情報の管理の状況についての検査に関する事項
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な事項
- 2 電子計算機処理に伴う大量の個人情報を取り扱う事務については、委託を受けた者は、個人情報処理に係る保護方針を定め、前項の契約書に添付しなければならない。

(請求等の様式)

第5条 次の各号に掲げる個人情報ファイル簿及び意見書の様式並びに請求及び通知を行う際の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿 個人情報ファイル簿（単票）（第3号様式）
- (2) 法第77条第1項の規定による請求 保有個人情報開示請求書（第4号様式）
- (3) 法第82条第1項の規定による通知（開示の請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合に限る。） 保有個人情報開示決定通知書（第5号様式）

式)

- (4) 法第 8 2 条第 1 項の規定による通知（開示の請求に係る保有個人情報の一部を開示する場合に限る。） 保有個人情報部分開示決定通知書（第 6 号様式）
- (5) 法第 8 2 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報不開示決定通知書（第 7 号様式）
- (6) 条例第 5 条第 2 項、第 7 条第 2 項又は第 9 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報開示・訂正・利用停止決定等期限延長通知書（第 8 号様式）
- (7) 条例第 6 条、第 8 条又は第 1 0 条の規定による通知 保有個人情報開示・訂正・利用停止決定等期限特例通知書（第 9 号様式）
- (8) 法第 8 5 条第 1 項又は第 9 6 条第 1 項の規定による通知 保有個人情報開示・訂正請求に係る事案移送通知書（第 1 0 号様式）
- (9) 法第 8 6 条第 1 項の規定による通知 保有個人情報開示決定等に係る意見照会書（第 1 1 号様式）
- (10) 法第 8 6 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報開示決定等に係る意見提出機会付与通知書（第 1 2 号様式）
- (11) 法第 8 6 条第 1 項及び第 2 項の意見書 保有個人情報開示決定等に係る第三者意見書（第 1 3 号様式）
- (12) 法第 8 6 条第 3 項の規定による通知 保有個人情報開示決定第三者宛通知書（第 1 4 号様式）
- (13) 法第 8 7 条第 3 項の規定による申出 保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第 1 5 号様式）
- (14) 法第 9 1 条第 1 項の規定による請求 保有個人情報訂正請求書（第 1 6 号様式）
- (15) 法第 9 3 条第 1 項の規定による通知 保有個人情報訂正決定通知書（第 1 7 号様式）
- (16) 法第 9 3 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報訂正拒否決定通知書（第 1 8 号様式）
- (17) 法第 9 7 条の規定による通知 保有個人情報提供先宛訂正通知書（第 1 9 号様式）
- (18) 法第 9 9 条第 1 項の規定による請求 保有個人情報利用停止請求書（第 2 0 号様式）
- (19) 法第 1 0 1 条第 1 項の規定による通知 保有個人情報利用停止決定通知書（第 2 1 号様式）
- (20) 法第 1 0 1 条第 2 項の規定による通知 保有個人情報利用停止拒否決定

通知書（第 2 2 号様式）

(21) 法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による通知 諮
問実施通知書（第 2 3 号様式）

（電磁的記録の開示方法）

第 6 条 法第 8 7 条第 1 項の規定により開示する保有個人情報電磁的記録で
ある場合の開示方法は、当該保有個人情報を印字装置により出力したものの
閲覧若しくは交付又は電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該保有個人
情報が、録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像により記録されてい
る場合を除く。）とする。

（交付する写しの部数及び表示）

第 7 条 法第 8 7 条第 1 項の規定により交付する保有個人情報が記録されてい
る文書若しくは図画の写し及び保有個人情報を印字装置により出力したもの
（以下「写し等」という。）の部数は 1 部とし、当該写し等の各頁には、開
示又は部分開示された保有個人情報の写しである旨を表示するものとする。

（手数料の納付期限）

第 8 条 法第 8 9 条第 2 項並びに条例第 3 条第 1 項及び別表に規定する手数料
並びに同条第 3 項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得
ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（施行状況の公表）

第 9 条 市長は、毎年度、各実施機関における法及び条例の施行状況の概要を
市の広報誌に掲載して公表するものとする。

（その他）

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（香芝市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 香芝市個人情報保護条例施行規則（平成 1 5 年規則第 1 5 号。以下「旧規
則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に旧規則第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定による請求
がされた場合における旧規則に規定する保有個人情報の外部提供については、
なお従前の例による。

第1号様式（第3条関係）

保有個人情報外部提供申請書

年 月 日

様

〒 ー

請求者 住 所
氏 名

⑩

※署名の場合は、押印不要です。

法人の場合は、記名押印してください。

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、事務所等
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

保有個人情報の外部提供を受けたいので、次のとおり申請します。

保有個人情報の 内容	
提供を受けよう とする保有個人 情報の項目	
利用の目的及び 理由	
申請する根拠と なる条項	個人情報の保護に関する法律第69条第2項第 号に 該当 〔 法令 〕
提供を受けた保 有個人情報の管 理方法	
利用する場合の 記録形態等	
利用開始年月日	
備 考	

第2号様式（第3条関係）

保有個人情報外部提供可否決定通知書

第 年 月 日 号

様

香芝市長



年 月 日付けで申請のあった保有個人情報の外部提供については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 可（個人情報の保護に関する法律第69条第2項第 号に該当） <input type="checkbox"/> 否
保有個人情報の内容	
保有個人情報の項目	
利 用 の 目 的	
提 供 す る 条 件	<input type="checkbox"/> 個人情報の漏えい等の防止 <input type="checkbox"/> 個人情報の目的外の利用及び第三者への提供の禁止 <input type="checkbox"/> 個人情報の複写及び複製の禁止 <input type="checkbox"/> 個人情報の使用の停止 <input type="checkbox"/> 個人情報の返還義務又は廃棄義務 <input type="checkbox"/> その他（ ）
否とした理由	
所 管 課	（電話 — — 内線 ）
備 考	

（注） 上記の条件に違反した場合は、決定の取消し又は個人情報の返還等を求める場合があります。

第3号様式（第5条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

第6号様式（第5条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

香芝市長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容		
開示する保有個人情報の利用目的		
開示の期間及び場所	期 間	年 月 日 () から 日間
	場 所	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望) <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体による交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望) <input type="checkbox"/> その他 ()	
一部を開示しない理由	(理由)	
写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込額)		
所 管 課	(電話 - - 内線)	
備 考		

(注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 当日都合の悪い場合には、
(電話 - -)まで連絡してください。

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式（第5条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

香芝市長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 内容	
開示しない理由	<input type="checkbox"/> 保有個人情報の存否不回答（個人情報の保護に関する法律第81条に該当） （この場合は、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするものではありません。）
	<input type="checkbox"/> 保有個人情報が不存在のため
	<input type="checkbox"/> 不開示情報であるため 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当
	(理由)
所 管 課	(電話 — — 内線)
備 考	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第5条関係）

保有個人情報開示・訂正・利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

香芝市長

印

年 月 日付けで開示請求等のあった保有個人情報については、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）（第5条・第7条・第9条）第2項の規定により、次のとおり開示・訂正・利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

開示・訂正・ 利用停止請求 に係る保有個人 情報の内容	
延長後の期間	日 (開示・訂正・利用停止決定等の期限 年 月 日 ())
延長の理由	
所 管 課	(電話 — — 内線)
備 考	

第9号様式（第5条関係）

保有個人情報開示・訂正・利用停止決定等期限特例通知書

第 号
年 月 日

様

香芝市長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、著しく大量であるため、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）（第6条・第8条・第10条）の規定により、開示・訂正・利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

開示・訂正・利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
条例第6条・第8条・第10条の規定を適用する理由	
開示・訂正・利用停止決定等をする期限	年 月 日（ ）
所 管 課	（電話 — — 内線 ）
備 考	

第10号様式（第5条関係）

保有個人情報開示・訂正請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

香芝市長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（第85条・第96条）第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示・訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示・訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日（ ）
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

第11号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定等に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

香芝市長



あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等に係る第三者意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求日	年 月 日 ()
開示請求のあった保有個人情報に記録されているあなた（貴社）の情報の内容	
提出先 (所管課)	〒 所在地 (電話 — — 内線)
意見書の提出期限	年 月 日 ()
備考	

第12号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定に係る意見提出機会付与通知書

第 年 月 日 号

様

香芝市長



あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報開示決定等に係る第三者意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求日	年 月 日 ()
開示請求のあった保有個人情報に記録されているあなた（貴社）の情報の内容	
開示しようとする理由	個人情報の保護に関する法律第86条第2項第 号に該当（理由）
提出先（所管課）	〒 所在地 (電話 ー ー 内線)
意見書の提出期限	年 月 日 ()
備考	

第13号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定等に係る第三者意見書

年 月 日

様

〒 ー

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け香 第 号で通知のあった保有個人情報の開示についての意見は、次のとおりです。

開示をされても支障を生じない。

開示をされると支障を生じる。
(開示により支障が生じる部分とその理由を記入してください。)

第14号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定第三者宛通知書

第 年 月 日 号

様

香芝市長



年 月 日付け香 第 号で通知しましたあなた（貴社）に関する情報が記録されている保有個人情報について、次のとおり開示の決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求のあった保有個人情報に記録されているあなた（貴社）の情報内容	
開示の決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日（ ）
所 管 課	（電話 — — 内線 ）
備 考	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第15号様式（第5条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

様

〒

住所
請求者 氏名
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

請求する行政文書の 名称又は保有個人情報 の内容		
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 写し等の交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録媒 体による交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
開示の実施を希望する日		年 月 日

第16号様式（第5条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

様

〒 ー
 住 所
 請求者 氏 名
 電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	(訂正請求する保有個人情報が特定できるよう、保有個人情報の内容を具体的に記入してください。)
開示日	年 月 日
訂正を求める趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人

- (注) 1 請求に係る保有個人情報の内容については、できるだけ詳しく記入してください。
- 2 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード等）を提出又は提示してください。
- 3 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人に係る上記2の書類のほか、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提出又は提示してください。
- 4 本人の委任による代理人が保有個人情報の訂正を請求する場合は、当該代理人に係る上記2の書類のほか、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を提出又は提示してください。

所 管 課	(電話 ー ー 内線)	受付印
備 考		

第17号様式（第5条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

香芝市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 内容		
訂正する内容	訂正前	訂正後
訂正年月日	年 月 日 ()	
所 管 課	(電話 — — 内線)	
備 考		

第18号様式（第5条関係）

保有個人情報訂正拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

香芝市長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 内容	
訂正しない理由	
所 管 課	(電話 — — 内線)
備 考	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第19号様式（第5条関係）

保有個人情報提供先宛訂正通知書

第 年 月 日 号

様

香芝市長



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求により、次のとおり訂正することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正する内容	訂正前	訂正後
訂正年月日	年 月 日（ ）	
所 管 課	（電話 — — 内線 ）	
備 考		

第20号様式（第5条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

様

〒

住所
請求者 氏名
電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	(利用停止請求する保有個人情報が特定できるよう、保有個人情報の内容を具体的に記入してください。)
開示日	年 月 日
利用停止を求める趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人

- (注) 1 請求に係る保有個人情報の内容については、できるだけ詳しく記入してください。
- 2 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード等）を提出又は提示してください。
- 3 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人に係る上記2の書類のほか、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提出又は提示してください。
- 4 本人の委任による代理人が保有個人情報の利用停止を請求する場合は、当該代理人に係る上記2の書類のほか、本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を提出又は提示してください。

所管課	(電話 — — 内線)	受付印
備考		

第21号様式（第5条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

香芝市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止する内容	
利用停止年月日	年 月 日 ()
所 管 課	(電話 — — 内線)
備 考	

第 2 2 号様式（第 5 条関係）

保有個人情報利用停止拒否決定通知書

第 年 月 日

様

香芝市長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 1 条第 2 項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止を求める趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第 9 8 条第 1 項第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第 9 8 条第 1 項第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)
利用停止をしない理由	
所 管 課	(電話 — — 内線)
備 考	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第23号様式（第5条関係）

諮問実施通知書

第 年 月 日 号

様

香芝市長



年 月 日付けの保有個人情報の開示・訂正・利用停止決定等における審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求に係る保有個人情報の開示・訂正・利用停止決定等の内容	
審査請求の内容	
審査請求日	年 月 日 ()
諮問をした日	年 月 日 ()
所 管 課	(電話 — — 内線)
備 考	